

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年6月11日 開会

令和2年6月11日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年6月11日午後2時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

農業委員出席委員

2番 宮島孝子	3番 遠藤恒男	4番 望月三千夫
6番 佐野正	7番 千頭和栄一	8番 石川邦彦
9番 佐野公洋	10番 松下善洋	11番 村松義正
12番 植松眞二	13番 齊藤学	14番 石川嘉章
15番 朝比奈美芳	16番 杉浦徳子	17番 植竹繁
18番 後藤文隆	19番 松永孝男	

欠席委員

1番 佐野芳弘 5番 赤池勝

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野俊英	2番 塩川金彦	3番 佐野三男
4番 遠藤光浩	5番 佐野均	6番 村松慎一
7番 土井一彦	8番 加藤文男	9番 望月義雄
11番 鈴木四郎	12番 佐野強	13番 近藤雅隆

欠席委員

10番 有賀文彦

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	伊藤孝彦
主事	大瀧美緒		

議長 会長 望月三千夫

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に入る前に、1番 佐野芳弘委員、5番の赤池勝委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日の会議につきましても事務局からの説明は簡潔に行い、委員の皆様は発言等がある場合は挙手をお願いします。

議事に先立ちまして、令和2年5月13日から令和2年6月10日までの間における農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を事務局より報告させます。

事務局 大瀧主事

本日配付しました、農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項及び第2項について一括して説明します。

第1項 小泉■■■■、畑122平方メートル、第2項 小泉■■■■、畑ほか4筆、計970平方メートルについて、平成31年3月14日付で農地法第5条の届出がされていましたが、令和2年5月25日に都合により取消願が提出されました。

続きまして、第3項 杉田■■■■、畑2,305平方メートルについて、令和2年4月10日付で農地法第3条許可を受けていましたが、令和2年6月1日に都合により取消願が提出されました。以上です。

議長

処理状況でありますので、報告とさせていただきます。
それでは、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたします。
次に「会議録署名人の指名について」を議題といたします。
お諮りいたします。会議録署名人は、2番 宮島孝子委員、3番 遠藤恒男委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。
よって、会議録署名人に、2番 宮島孝子委員、3番 遠藤恒男委員を指名いたします。
本日の議事日程は、目次のとおり報第29号から議第39号です。
初めに、報第29号から報第35号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年4月21日から5月20日までの受理分について報告いたします。
議案の1ページを御覧ください。
報第29号 農地返還通知書の受理について
農地の使用貸借契約の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。
議案に記載のとおり使用貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。
続きまして、議案の2ページを御覧ください。
報第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。
議案に記載のとおり貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。
続きまして、議案の3ページを御覧ください。
報第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。
議案に記載のとおり1件の届出が受理されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

報第32号 転用目的事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり資材置き場から宅地造成(分譲2区画)、公衆用道路、資材置き場への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページから7ページを御覧ください。

報第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

報第35号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について期間が満了するのに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり現地確認の上、3件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑ございませんか。御質疑なしと認めます。

よって、報第29号から報第39号まで報告済みといたします。

議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の9ページを御覧ください。

議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び第2項、並びに別冊航空写真1ページを御覧ください。

2件同時申請で、新規就農案件になります。申請地は明善寺の東に位置する農地です。受人■■■■さんと渡人■■■■さん、■■■さん、■■■さん及び■■■■■さんとの賃貸借契約です。サボテンやアロエなどの多肉植物を栽培する計画です。既にハウスを3棟建て、市内の同業者に指導を受けながら3年ほど続けてきたとのことで、将来的に土地取得も考えていることから申請に至ったとのことです。受人は現在43歳、耕作面積は許可後3,054平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び航空写真2ページを御覧ください。

申請地は株式会社コバヤシの東に位置する農地です。受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。受人の実家が精進川にあり、よく行き来しているため話があり、申請に至りました。静岡でも行っている養蜂や花、野菜の栽培を行うとのこと。受人は現在61歳、耕作面積は許可後3,868.19平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は富士カプセル株式会社の北に位置する農地です。渡人■■■■さんが子である■■■■さんと■■■さん夫婦に農地を一括贈与するというものです。水稻、野菜を栽培する計画です。受人は現在、夫が70歳、妻が64歳、耕作面積は許可前と同じ5,098平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び航空写真4ページを御覧ください。

申請地は西山本門寺の北500メートルほどのところに位置する農地です。受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。渡人から労力不足により申し出があり、受人耕作地の隣接地になるため契約に至りました。水稻、野菜を栽培する計画です。受人は現在60歳、耕作面積は許可後8,058平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第5項について農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち1項及び2項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

14番 石川嘉章委員

ただいま審議中の第1項及び第2項について、同一人物ですので一括して報告します。

事務局から説明があったとおり、場所は青木明善寺東側になります。6月3日、事務局3名、邦彦委員と私、申請者本人の6名で現地にて話を聞きました。申請者は3年ほど前より当地にて多肉植物の栽培をしていましたが、ビニールハウス等施設の拡大、機械類等の置き場所確保のため、今回の申請となります。しっかり管理されており、周辺の地域も影響はなく、申請書どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第34号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の11ページを御覧ください。

議第35号 農地法第4条の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

外神■■■■、畑2.64平方メートルほか1筆につきまして、申請人が道路に転用しようとするものです。申請人の娘夫妻がこの後審議される5条許可申請により隣接地に分家住宅を建築する予定で、当該農地は住宅建築に伴う建築基準法第42条第2項のセットバック部分に該当するため、同時に申請をするものです。申請地は農用地でしたが、除外の決定を受けており、外神畑総土地改良区から問題なしとの意見書も提出されている小集団の生産性の低い農地で、第二種農地に該当します。場所は和田公会堂から北へ約200メートルに位置しています。設置には被害防除措置を行い、周辺への影響が出ないように配慮します。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第35号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第35号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読を説明させます。

事務局 深川主任主査

議案の12ページから13ページを御覧ください。

報第36号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

外神■■■■、畑1,685平方メートルにつきまして、受人が賃貸借により権利設定し太陽光発電設備に転用しようとするものです。受人は発電及び売電事業を主に行う法人で、かねてより太陽光発電に適する土地を探していたところ、渡人より今後耕作予定のない申請地を貸借できることとなり、申請に至ったものです。申請地は市民体育館から西へ約200メートルに位置する第二種農地になります。資金は自己資金及び融資により確保されており、周辺の南側は渡人所有の農地で、近隣への説明も済ませているとのことです。また、境界をフェンスで囲い、被害が出ないように配慮しますので、周辺への影響はないものと思われま。

続きまして、第2項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

外神■■■■、畑299平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。受人は将来のことを考慮し、渡人である父親の居宅に隣接する本申請地に住宅を建築したいと考えており、ほかに代替できる土地がないことから申請に至ったものです。申請地は農用地でしたが、除外の決定を受けており、外神畑総土地改良区からも問題なしとの意

見書が提出されています。農地は小集団の生産性の低い農地で、第二種農地に該当する農地となります。場所は和田公会堂から北へ約200メートルに位置しており、資金は融資により確保され、設置には周辺の畑と道路との境に見切りコンクリートを設置し、被害防除措置を行い、周辺への影響がないように配慮します。

続きまして、第3項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

杉田■■■■、畑229平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し、通行路に転用しようとするものです。受人が所有する申請地の西側農地への通行路を確保するため、申請に至ったものです。申請地は杉田幼稚園から北西へ約300メートルに位置する農用地ですが、農用地を通行路（農道）として利用する場合には、農用地からの除外は不要であるということを所有者には担当課より説明済みとの報告を受けています。資金は自己資金により確保されており、道路と農地に石垣による高低差があるため、乗り入れ口をなだらかにするための工事を行い、農業用車両の農地への進入路となるように整備をします。設置には被害防除措置を行い、周辺への影響が出ないように配慮します。

続きまして、第4項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

北山■■■■、畑7.17平方メートル、ほか1筆につきまして、受人が贈与により権利取得し、水道管用地に転用しようとするものです。渡人が所有する宅地に上水道が通っていなかったため、昨年当該申請地を農地転用により水道管の引き込み工事を行い、法務局へ地目変更の申請をしましたが該当する地目がない中間地目とのことで、変更ができませんでした。今年に入り、宅地部分に住宅を建てたいと受人より相談を受け、法務局などと協議検討をした結果、水道管用地である本申請地についても贈与にて渡すこととなったため、申請に及んだものです。申請地は曾我八幡宮から南西へ約150メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で、第二種農地に該当します。既に工事は完了しており、周辺農地への影響はありません。

続きまして、第5項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

山宮■■■■、畑305平方メートル、ほか2筆につきまして、受人が賃貸借により駐車場（20台）に転用しようとするものです。受人は特別養護老人ホームなど福祉施設の経営を行う社会福祉法人です。現在、敷地内の駐車場は来客用でもあり、従業員の駐車場が不足し敷地内の空き地や近隣に分散借地している状況です。このため、施設の近くに十分な広さがある駐車場用地を探していたところ、渡人より高齢、人手不足で耕作管理ができないとの理由で貸借できることになったため、申請地内にある換地については払い下げの手続きを行い、一体利用して申請するものです。申請地は山宮スポーツ公園の西に位置する小集団の生産性の低い農地で、第二種農地に該当します。資金は自己資金により確保されており、周辺は北側、西側は農地、南側、東側は道路です。被害防除措置を行い、周辺への影響がないように配慮します。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、第1項及び第3項について担当委員からの調査報告をお願いします。

8番 石川邦彦委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

6月3日、午前10時ごろ、事務局3名、代理人の行政書士、石川嘉章委員と私で現地を確認しました。場所は市民体育館の西側です。申請人はもともと太陽光発電用地を探していたようで

す。今後、耕作する予定のない土地を貸借することになったので、申請に至ったそうです。既にその土地の隣接する方々には承諾をもらっており、周りはフェンスで囲い、防草シートを敷くようです。問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

16番 杉浦徳子委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告いたします。

6月2日、午前10時、現地にて代理人の行政書士、農業政策課、千頭和委員、事務局と一緒に調査を行いました。申請人は茶畑に入る道がないので、隣の畑の方より譲り受け、通行路として利用したいとのこと。以上、申請書のとおり問題がないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって議第36号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第37号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読を説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の14ページを御覧ください。

議第37号 非農地証明申請の審議について

第1項及び第2項は同一申請人のため、一括して説明します。

航空写真は11ページを御覧ください。

第1項申請地は北山■■■■、田42平方メートル、第2項申請地は北山■■■■、畑286平方メートルで、北山本門寺の北東に位置する農地です。昭和44年月日不詳、申請人が第1項申請地に物置2棟を建設し、自宅敷地と一体利用を開始しました。その後、平成17年に第2項申請地を駐車スペース及び作業用の自宅敷地として拡張し、現在に至ったものです。第1項については昭和47年の線引き前から宅地として利用していたことが確認でき、第2項については農家住宅の敷地拡張に当たるため、都市計画法上も問題はありません。

続きまして、第3項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は下条■■■■、田571平方メートルで、上野出張所の南東に位置する農地です。昭和46年月日不詳、申請人の祖父が住宅及び離れを建設し、以後現在まで宅地として管理しているものです。こちらも昭和47年の線引き前から宅地として利用していたことが確認できているため、都市計画法上問題ありません。

続きまして、第4項及び航空写真13ページ及び14ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪■■■■、田ほか1筆、計1,325平方メートルです。年月日は不詳ですが、耕作不向きにより植林され、以後山林として管理しているものです。航空写真13ページの大鹿

窪の農地については、川へ下る急傾斜地にあり、接続道路はありません。14ページの西山の農地については、数十年生の杉・ヒノキが群生し、周囲と一体的に山林化している状況であり、どちらも仮に農地へ復元しても継続的な営農は困難であると判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員から調査報告をお願いします。

6番 佐野 正委員

ただいま審議中の1項、2項について調査報告をいたします。

6月4日、申請地にて代理人、事務局2名、会長の望月さんと私で調査を行いました。1項、2項は同一案件ですので、まとめて報告いたします。申請地は農地法改正前に農業用倉庫として建て、利用されております。申請書の内容のとおり相違はなく、問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

13番 齋藤 学委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。

6月4日、午前10時半に現地で代理人の行政書士、事務局2名と私が説明を聞きました。申請書のとおり問題はありませぬので、御審議のほどよろしく願います。

10番 松下善洋委員

ただいま審議中の第4項について報告いたします。

6月4日に事務局2名、申請人と会い調査を行いました。先ほど事務局の説明のあったとおり問題ないと思われます。御審議のほどよろしく願います。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を願います。

[挙手なし]

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第37号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第38号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち8項について、10番 松下善洋委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、事務局からの議案の概要説明の後、退席を求めます。

事務局 伊藤主査

議案の16ページを御覧ください。

議第38号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

農用地利用集積計画(案)の2ページ、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数14人、利用権を設定する者の数21人、利用権を設定する農用地の面積は計7万7,321平方メートルです。

利用権の内容についてになります。4ページを御覧ください。

第1項から第21項までの全てが農地中間管理事業になります。4月に制度改正がございまして、今回から集積と配分を一括で手続できるようになりましたので、短期間で担い手に集積、集約化できるようになりました。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者の間に静岡県農業振興公社が入っておりますので、右下の備考の欄に静岡県農業振興公社とさせていただいております。概要の説明は以上です。

議長

10番の松下善洋委員の退席を求めます。

〔10番 松下委員 退場〕

議長

それでは、第8項について先に審議します。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局 伊藤主査

では、7ページの第8項及び航空写真21ページを御覧ください。

猫沢■■■■、ほか4筆について利用権の設定を受ける者は、大鹿窪の■■■■さんで、利用権の内容は飼料作物の栽培です。移転後経営面積は2万9,730平方メートルです。

以上です。

議長

質疑を許します。御質疑のある方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第38号のうち、8項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第38号のうち、8項について原案のとおり処理することに決定いたしました。

10番 松下善洋委員の入場を求めます。

〔10番 松下委員 入場〕

議長

引き続き、議第38号について、事務局に議案の説明をさせます。

事務局 伊藤主査

それでは、4ページへ戻りまして、第1項及び航空写真15ページを御覧ください。

北山■■■■、ほか5筆について、利用権の設定を受ける者は小泉の■■■■さんで、利用権の内容は野菜の栽培です。移転後経営面積は3万323平方メートルです。

続きまして、第2項及び第3項、並びに航空写真16ページを御覧ください。

第2項は、栗倉■■■■のうち1,229平方メートル、第3項は栗倉■■■■について、利用権の設定を受ける者は大岩の■■■■さんで、利用権の内容は茶の栽培です。移転後経営面積は4万1,906.02平方メートルです。

第4項及び航空写真17ページを御覧ください。

青木■■■■について、利用権の設定を受ける者は株式会社■■■■で、利用権の内容は野菜の栽培です。移転後経営面積は2万7,152平方メートルです。

続きまして、第5項及び航空写真18ページを御覧ください。

杉田■■■■、ほか1筆について、利用権の設定を受ける者は小泉の■■■■さんで、利用権の内容は野菜の栽培です。移転後経営面積は3万4,975平方メートルです。

続きまして、第6項及び航空写真19ページを御覧ください。

下条■■■■、ほか2筆について、利用権の設定を受ける者は大岩の■■■■さんで、利用権の内容は水稲の栽培です。移転後経営面積は11万1,084.52平方メートルです。

第7項及び航空写真20ページを御覧ください。

黒田■■■■について、利用権の設定を受ける者は山本の■■■■さんで、利用権の内容は野菜の栽培です。移転後経営面積は1万5,720平方メートルです。

次に、第9項及び第10項、並びに航空写真は22ページ、23ページを御覧ください。

第9項、山宮■■■■、ほか1筆、第10項、人穴■■■■、ほか1筆について、利用権の設定を受ける者は株式会社■■■■で、利用権の内容は第9項が麦、第10項が飼料作物の栽培になります。移転後経営面積は3万4,267平方メートルです。

第11項及び航空写真24ページを御覧ください。

半野■■■■について、利用権の設定を受ける者は農事組合法人■■■■で、利用権の内容は水稲の栽培です。移転後経営面積は16万4,854平方メートルです。

第12項から第16項までは同一借主の案件です。航空写真は25ページから28ページを御覧ください。

第12項、沼久保■■■■ほか1筆、第13項、沼久保■■■■、第14項、沼久保■■■■ほか2筆、第15項、沼久保■■■■ほか2筆、第16項、沼久保■■■■ほか2筆、これらにつきまして利用権の設定を受ける者は小泉の■■■■さん、利用権の内容は茶の栽培、移転後経営面積は2万1,636.62平方メートルです。

第17項及び第18項、並びに航空写真29ページを御覧ください。

第17項、下条■■■■、ほか1筆、第18項、下条■■■■、ほか1筆につきまして、利用権の設定を受ける者は富士市伝法の■■■■さん、利用権の内容は水稲の栽培です。移転後経営面積は1万8,019平方メートルになります。

続きまして、第19項及び第20項、並びに航空写真30ページと31ページを御覧ください。

第19項、山宮■■■■ほか3筆、第20項、山宮■■■■ほか14筆につきまして、利用権の設定を受ける者は静岡市駿河区の■■■■さん、利用権の内容は花木の栽培です。移転後経営面積は3万4,225.26平方メートルです。

第21項及び航空写真32ページを御覧ください。

山本■■■■ほか3筆について、利用権の設定を受ける者は富士市岩本の■■■■さん、利用権の内容は茶の栽培です。移転後経営面積は2万6,187.19平方メートルになります。

以上、第1項から21項につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっといいですか。最後の19項と20項の利用権の内容で花木って何ですかね。

事務局 望月次長兼振興係長

サカキです。

議長

はい、わかりました。

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第38号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって議第38号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、処理することに決定いたしました。

報第36号 令和元年度富士宮市農業委員会事業報告と、議第39号 令和2年度富士宮市農業委員会事業計画については、関連がありますので一括して審議いただきます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、報第36号の令和元年度富士宮市農業委員会事業報告と議第39号の事業計画を一括して説明いたしますが、報告についてはまとめてさせていただきたいと思えます。

まず、内容につきましては、1ページめに農業委員会の構成を記載しております。

そして、2ページから4ページにかけて、農業委員会の総会と推進会議の状況と、研修会等に参加していただいた結果を記載してあります。宮島委員には、しずおか農業委員会女性の会の会長ということで、このほかにもいろいろ参加いただいている訳でございます。そして、会長には常設審議会の委員ということで、毎月静岡での会議に出席をしていただいております。

その次、5ページ以降につきましては、農地法の許認可事項の結果を報告させていただいているものでございます。本来なら細かく説明をするところですが、件数等につきましては省略させていただきたいと思えます。また御覧になっていただきまして、何かございましたら事務局のほうへ連絡をいただきたいと思えます。

事業報告につきましては、以上となります。

続きまして、今年度の事業計画を記載しております。事業方針ということで、今年度も農地利用の最適化に向けた取り組みの強化につきましては、引き続いて行っております。それと、農地法等の法令に規定された事項の適切な対応ということで、同様にやっております。

それと、農地台帳の精度向上、並びに農地情報公開システムの移行ということで、現在、農地情報公開システム、いわゆるネット上で農地の情報を閲覧できるシステムですが、導入は済んでおりまして、今現在の状況としましては、確認ができる状況ではまだないんですけども、今後入力のを進めていきまして、今年度中ぐらいいまでは何とかというような状況でございます。それと、これらを達成するために関係機関との連携、情報の共有化を図っていくということでございます。

事業計画としましては、毎月の農業委員会の総会、総会終了後の農地利用最適化推進会議は引き続き行っております。

そして、その他の会議ということですが、今年度につきましてはこのような状況ですので、研修会等につきましては未定ですが、また県の農業会議の研修会等が入りましたら、皆様方へ御連絡をさせていただきたいと思っております。

そのほか、事業の推進ということで、法令業務、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進ということで、これまで同様進めていきたいと思っております。

そして最後に今年度の農業委員会の予算概要について記載をしてありますので、また御覧になっていただきたいと思います。

説明につきましては、簡単ですがこれで終わります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手を願います。

[挙手なし]

御質疑なしと願います。

それでは採決に移ります。

報第36号は報告済みとし、議第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、7月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和2年6月の富士宮市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
2 番

会議録署名人
3 番